

第三十九号議案

箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき認定等に係る事務手数料条例改正の件

箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき認定等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例（平成二十八年箕面市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき認定等に係る事務手数料条例

第六条を第八条とし、第五条を第七条とし、第四条を第六条とし、同条の前に次の一条を加える。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定等の手数料）

第五条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。

一 法第三十六条第一項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額

項		区分	金額
建築物	評価方法		
	床面積の合計		

三 等 共 同 住 宅						二 一 戸 建 て の 住 宅									
登記建築物エネルギー 消費性能判定 基準に適合する もの又は建設 されたものの 性能評価書 により消費性能 が適合すること を確認できるもの						その他の 仕様による もの		登記建築物エネルギー 消費性能判定 基準に適合する もの又は建設 されたものの 性能評価書 により消費性能 が適合すること を確認できるもの							
三百平方メートル 未満のもの						三百平方メートル 以上二千平方メートル 未満のもの		二千平方メートル 以上五千平方メートル 未満のもの		五千平方メートル 以上一万平方メートル 未満のもの		一万平方メートル 以上二万五千平方 メートル未満のもの		二万五千平方メー トル以上五万平方 メートル未満のもの	
二〇、〇〇〇円						三〇、〇〇〇円		一〇、〇〇〇円		七七〇、〇〇〇円		六二〇、〇〇〇円			
五〇、〇〇〇円						三〇、〇〇〇円		一〇、〇〇〇円		九一〇、〇〇〇円		一、〇三〇、〇〇〇円		一、二九〇、〇〇〇円	
三〇、〇〇〇円						三〇、〇〇〇円		一〇、〇〇〇円		九一〇、〇〇〇円		一、〇三〇、〇〇〇円		一、二九〇、〇〇〇円	
六〇、〇〇〇円						三〇、〇〇〇円		一〇、〇〇〇円		九一〇、〇〇〇円		一、〇三〇、〇〇〇円		一、二九〇、〇〇〇円	
一〇〇、〇〇〇円						三〇、〇〇〇円		一〇、〇〇〇円		九一〇、〇〇〇円		一、〇三〇、〇〇〇円		一、二九〇、〇〇〇円	
一六〇、〇〇〇円						三〇、〇〇〇円		一〇、〇〇〇円		九一〇、〇〇〇円		一、〇三〇、〇〇〇円		一、二九〇、〇〇〇円	
二四〇、〇〇〇円						三〇、〇〇〇円		一〇、〇〇〇円		九一〇、〇〇〇円		一、〇三〇、〇〇〇円		一、二九〇、〇〇〇円	

	メートル未満のもの	
	五万平方メートル以上のもの	二、一三〇、〇〇〇円

備考

一 第三条第一号の表の備考一及び備考二並びに前条第一号の表の備考一及び備考二の規定は、この表について適用する。

二 この表において「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 法第十二条第六項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証（ロ及びハにおいて「検査済証」という。）

ロ 施行規則第二十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証

ハ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知に係る書面及び検査済証

三 この表において「建設住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価

書をいう。

四 この表において「仕様基準」とは、消費性能基準省令第十条第一項第二号イ(2)及びロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分の全てが適合することを確認することをいう。

二 法第三十六条第二項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとする者 一通につき二千円

第三条の見出し中「認定等」を「建築物エネルギー消費性能向上計画の

認定等」に改め、同条第一号の表以外の部分中「及び」を「又は」に改め、「認定に係る」を削り、「以下」の下に「この条において」を、「含むもの」の下に「又は認定に係る建築物の部分の床面積の合計の増加（以下この条において「床面積の増加」という。）を含むもの」を加え、同号の表中「認定の申請をしようとする」、「認定に係る」及び「認定の申請に係る部分の」を削り、「登録住宅性能評価機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同表備考一中「認定に係る」及び「認定の申請に係る部分の」を削り、同表備考二から備考四までを次のように改める。

二 この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」とは、次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、当該イ、ロ又はハに定める者をいう。

イ 非住宅建築物に係る認定の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。ハにおいて同じ。）

ロ 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。ハにおいて同じ。）

ハ 複合建築物に係る認定の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

三 この表において「モデル建物法」とは、消費性能基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。

四 前条第一号の表の備考二の規定は、この表について適用する。

第三条第二号及び第三号中「変更を含むもの」の下に「及び床面積の増加を含むもの」

むもの」を加え、同条第四号中「含むもの」の下に「及び床面積の増加を含むもの」を加え、「変更に係る」を「当該変更の認定の申請に係る建築物の」に改め、「床面積」の下に「の合計」を加え、同条第五号を次のように改める。

五 施行規則第二十九条に規定する書面の交付（法第三十一条第一項に規定する軽微な変更（以下この条において「軽微な変更」という。）が評価方法の変更を含むもの又は床面積の増加を含むものに限る。）を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額

項	評価方法	区分	
		床面積の合計	金額
一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更を認めたと認めたもの		三百平方メートル未満のもの	二〇、〇〇〇円
		三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四〇、〇〇〇円
		二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	一〇〇、〇〇〇円
		五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	一六〇、〇〇〇円
		一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	一九〇、〇〇〇円
		二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	二四〇、〇〇〇円
		五万平方メートル以上のもの	三四〇、〇〇〇円
		三百平方メートル未満のもの	一一〇、〇〇〇円
		三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一八〇、〇〇〇円
		二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二八〇、〇〇〇円
		五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三七〇、〇〇〇円
二 その他 モデル建物によるもの		一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円
		二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五二〇、〇〇〇円
		五万平方メートル以上のもの	六七〇、〇〇〇円

		その他 のもの				
		三百平方メートル未満のもの	二七〇、〇〇〇円			
		三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円			
		二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六二〇、〇〇〇円			
		五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	七七〇、〇〇〇円			
		一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	九一〇、〇〇〇円			
		二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	一、〇三〇、〇〇〇円			
		五万平方メートル以上のもの	一、二九〇、〇〇〇円			

備考 前条第一号の表の備考二並びに第一号の表の備考二及び備考三の規定は、この表について適用する。

第三条第六号中「又は法第三十六条第二項」を削り、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加え、同条を第四条とする。

六 施行規則第二十九条に規定する書面の交付（軽微な変更が評価方法の変更を含むもの及び床面積の増加を含むものを除く。）を受けようとする者 当該書面の交付に係る建築物の部分の床面積の合計に〇・五を乗じて得た面積ごとに前号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額

第二条の次に次の一条を加える。

（建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料）

第三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。

一 法第十二条第一項若しくは第十三条第二項の規定による判定若しくは法第十二条第二項若しくは第十三条第三項の規定による変更の判定

（次の表の評価方法の区分の変更（以下この条において「評価方法の

変更」という。)を含むもの又は判定に係る建築物の部分の床面積の合計の増加(以下この条において「床面積の増加」という。)を含むものに限る。)を受けようとする者又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「施行規則」という。)第十一条に規定する書面の交付(法第十二条第二項又は第十三条第三項に規定する軽微な変更(以下この条において「軽微な変更」という。))が評価方法の変更を含むもの又は床面積の増加を含むものに限る。)を受けようとする者 同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額

項	区分	
	評価方法	金額
一 モデル建物法によるもの	床面積の合計	
	三百平方メートル未満のもの	一一〇、〇〇〇円
	三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一八〇、〇〇〇円
	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二八〇、〇〇〇円
	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三七〇、〇〇〇円
	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円
	二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五二〇、〇〇〇円
	五万平方メートル以上のもの	六七〇、〇〇〇円
	三百平方メートル未満のもの	二七〇、〇〇〇円
	三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円
二 その他のもの	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六二〇、〇〇〇円
	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	七七〇、〇〇〇円

一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	九一〇、〇〇〇円	
二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	一、〇三〇、〇〇〇円	
五万平方メートル以上のもの	一、二九〇、〇〇〇円	

備考

一 この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「消費性能基準省令」という。）第一条第一項第一号口の基準に適合することを確認することをいう。

二 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に定めるところによる。

二 法第十二条第二項若しくは第十三条第三項の規定による変更の判定（評価方法の変更を含むもの及び床面積の増加を含むものを除く。）を受けようとする者又は施行規則第十一条に規定する書面の交付（軽微な変更が評価方法の変更を含むもの及び床面積の増加を含むものを除く。）を受けようとする者 当該変更の判定又は当該書面の交付に係る建築物の部分の床面積の合計に〇・五を乗じて得た面積ごとに前号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料を定めるため、本条例を改正するものである。

第四十号議案

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に
係る事務手数料条例改正の件

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手
数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月二十七日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に
係る事務手数料条例の一部を改正する条例

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手
数料条例（平成二十四年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正
する。

第二条第一項の表以外の部分中「認定に係る」を削り、「含むもの」の下
に「又は認定に係る建築物の部分の床面積の合計の増加（以下「床面積の
増加」という。）を含むもの」を加え、同項の表中「認定の申請をしようと
する」、「認定に係る」及び「認定の申請に係る部分の」を削り、「登録住宅
性能評価機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、
同表備考第一号中「認定に係る」及び「認定の申請に係る部分の」を削り、
同表備考第二号を次のように改める。

二 この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」と
は、次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、当該イ、ロ又は
ハに定める者をいう。

イ 非住宅建築物に係る認定の場合 登録建築物エネルギー消費性
能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平

成二十七年法律第五十三号)第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。ハにおいて同じ。

ロ 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。ハにおいて同じ。)

ハ 複合建築物に係る認定の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

第二条第二項及び第三項中「含むもの」の下に「及び床面積の増加を含むもの」を加え、同条第四項中「含むもの」の下に「及び床面積の増加を含むもの」を加え、「変更に係る」を「当該変更の認定の申請に係る建築物」に改め、「床面積」の下に「の合計」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第八十六号。以下「施行規則」という。)第四十六条の二に規定する書面の交付(法第五十五条第一項に規定する軽微な変更(以下「軽微な変更」という。))が評価方法の変更を含むもの又は床面積の増加を含むものに限る。)を受けようとする者は、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額を納付しなければならない。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更と認められたもの	項	
	評価方法	金額
	区分	
	床面積の合計	
	三百平方メートル未満のもの	二〇、〇〇〇円
	三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四〇、〇〇〇円
	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	一〇〇、〇〇〇円

		二 その 他の	
		モデル 建物 法 による もの	
		その他 のもの	
五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	一六〇、〇〇〇円	五千平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	一九〇、〇〇〇円
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二四〇、〇〇〇円	二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	三四〇、〇〇〇円
三百平方メートル未満のもの	一一〇、〇〇〇円	三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二九〇、〇〇〇円
三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一八〇、〇〇〇円	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三七〇、〇〇〇円
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円	二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五二〇、〇〇〇円
二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	六七〇、〇〇〇円	三百平方メートル未満のもの	二八〇、〇〇〇円
三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六三〇、〇〇〇円
五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	七七〇、〇〇〇円	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	九一〇、〇〇〇円
二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	一〇四〇、〇〇〇円	五万平方メートル以上のもの	一二九〇、〇〇〇円

備考 第一項の表の備考第二号から第四号までの規定は、この表について適用する。

6 施行規則第四十六条の二に規定する書面の交付（軽微な変更が評価方法の変更を含むもの及び床面積の増加を含むものを除く。）を受けようとする者は、当該書面の交付に係る建築物の部分の床面積の合計に〇・五を乗じて得た面積ごとに前項の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額を納付しなければならない。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（提案理由）

建築物エネルギー消費性能適合性判定の義務化に伴い、低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明の交付手数料を定めるため、本条例を改正するものである。

